

海の安全レポート

第七管区海上保安本部
海の安全推進室
Tel.093-331-6395(交通部安全対策課)

第185号 令和4年8月号



BACKNUMBER (二次元コードは右側をご利用ください。)

https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_zen_report/

遵守事項を守って安全な航海に！

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項が定められています。

- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用



■ 見張りの実施



■ 発航前の検査



■ 事故時の人命救助



遵守事項に違反して違反点数が累積すると業務停止になります！



■ 遵守事項違反点数



■ 行政処分基準



違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用 発航前の検査義務違反	2点	5点

	過去1年以内の違反累積点数				
	3点	4点	5点	6点	
過去3年以内の処分前歴	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

遵守事項違反の事例

発航前の検査義務違反

事故者は釣りのため事故船舶(プレジャーボート)に1人で乗船のうえ、定係港を出港し、釣り場にてアンカーを入れ、機関を停止とし魚釣りを開始した。その後、釣り場移動のため機関を始動させるも始動せず、運航不能状態となり、118番通報により救助要請を実施。事故者は巡視艇に救助され、事故船舶は後日事故者所有の船舶により曳航撤去された。その後の調査で事故者は**発航前にバッテリー液量を確認していなかったため、バッテリー過放電により運航不能となったことが判明した。**

発航前検査の他の確認項目として、船体の損傷等の確認、航海計画に見合った燃料の確認、気象・海象及び水路情報の確認、エンジン始動後の冷却水の排出状態の確認等をしなければいけません。



発航前検査チェックリストの確認はこちらから↑

見張りの実施義務違反

事故者は釣りのため事故船舶(プレジャーボート)に2人で乗船のうえ、定係港を出港、釣り場向け航行し、到着後から魚釣りを開始した。その後、魚釣りを止めて定係港向け航行中、しばらく変針がなかったため、**気の緩みから居眠りをした結果、灯浮標に衝突した**もの。事故船舶は近くの港へ入港後、衝突時に損傷した船首部からの浸水により沈没した。なお、事故船舶は船長手配の業者により、後日陸揚げされた。

周囲の状況及び他の船舶との衝突のおそれについて十分に判断できるように、その時の状況に適したすべての手段により、常時適切な見張りをしなければいけません。